

消石灰散布等による農場内の消毒

令和4年11月、12月に本県の家きん農場で高病原性鳥インフルエンザが発生したことから、**鳥インフルエンザウイルスを家きん舎に持ち込まない**ために、消石灰又は消毒薬による農場内の消毒を実施してください。

実施の目的

県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザのまん延防止

実施する区域

県内全域の家きんを飼育する全ての農場

実施の期日

令和4年12月24日から同年12月31日まで

実施方法

消石灰又は消毒薬による家きんを飼育する農場内における家きん飼育施設周囲及び農場外縁部への散布

家きん舎の周囲に幅1 m以上散布



農場敷地の外縁に幅1 m以上散布



散布量の目安は **1 m²あたり消石灰1 kg** です。
まんべんなく白くなるように散布してください。



裏面の注意事項を必ずお読みください

消石灰の取扱と作業時の注意点

- 消石灰は強いアルカリ性で、皮膚、口、呼吸器等に炎症を起こしたり、目に対して腐食性があり視力障害起こす場合があります。散布時には、消石灰が**直接、皮膚・口・呼吸器等に付着しないように、保護マスク**  **メガネ（ゴーグル）** 、**ゴム手袋**  等を着用してください。
- 作業後は、手洗い及びうがいを十分に行ってください。
- 子供の手の届かないところに保管してください。
- 消石灰が直接河川に流入しないよう、また、住宅地が近い場合には、強風時には散布を見合わせるよう配慮してください。

家きんを飼養する皆様は、下記の点に留意してください。

- 1 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
- 2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- 3 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
- 4 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
- 5 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
- 6 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- 7 ねずみ及び害虫の駆除



飼養している家畜に異状が見られた場合には、直ちに獣医師、または**家畜保健衛生所**にご連絡ください。

★むつ家畜保健衛生所

〒035-0072

むつ市金谷二丁目18-25

電話：0175-22-1254

FAX：0175-22-1259

夜間及び休日の連絡先：090-5841-6810